企業年金基金変更公告

キョーリン企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都新宿区左門町20番地

２．旧事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目３番７号

３．変更年月日　令和８年５月１日

令和８年５月１日

キョーリン企業年金基金

理事長　番場　作郎